

平成26年5月13日

各 位

上場会社名日本ギア工業株式会社代表者代表取締役社長勝村哲(コード番号6356東証2部)問合せ先責任者取締役管理部長小倉達朗(TEL0466-45-2100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月13日開催の取締役会において、平成26年6月20日開催予定の第112回定時株主総会に、定款の一部変更案を付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により定款第27条(社外取締役の責任限定契約)及び第36条(社外監査役の責任限定契約)の規定を新設するものです。なお、第27条(社外取締役の責任限定契約)の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。
- 2. 定款変更の内容 変更の内容は別紙の通りです。
- 3. 日程(予定)

定款変更のための定時株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成26年6月20日 平成26年6月20日

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	(下級印力は友丈自力をかしてのりより。)
現行定款	変更案
	(社外取締役の責任限定契約)
(新設)	第27条 当会社は、会社法第427条第1項
	<u>の規定により、社外取締役との間に</u>
	会社法第423条第1項の損害賠償責
	<u>任を限定する契約を締結すること</u>
	ができる。ただし、当該契約に基づ
	く損害賠償責任の限度額は、法令が
	規定する額とする。
第 27 条~第 34 条(条文省略)	第 28 条~第 35 条(現行どおり)
(新設)	(社外監査役の責任限定契約)
	第36条 当会社は、会社法第427条第1項
	<u>の規定により、社外監査役との間に</u>
	会社法第423条第1項の損害賠償責
	<u>任を限定する契約を締結すること</u>
	ができる。ただし、当該契約に基づ
	く損害賠償責任の限度額は、法令が
	規定する額とする。
第 35 条~第 40 条(条文省略)	第 37 条~第 42 条(現行どおり)